

## 滑川市プレミアム付商品券取扱店募集要項

### 1 趣旨

消費税・地方消費税の引き上げが、住民税非課税の方や子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券を発行するにあたり、商品券の取扱店を募集します。

### 2 プレミアム付商品券発行事業の概要

- |             |  |
|-------------|--|
| (1)商品券の名称   | 滑川市プレミアム付商品券   |
| (2)発行者      | 滑川市プレミアム付商品券発行事業実行委員会(以下「実行委員会」という。)   |
| (3)対象者      | 約 6,000 人(※子育て世帯は、該当する子どもの人数分)<br>①住民税非課税者(課税基準日:平成 31 年 1 月 1 日)<br>課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護被保護者等を除く<br>②子育て世帯の世帯主<br>平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までの間に生まれた子が対象 |
| (4)商品券の販売価格 | 1 セットにつき 5,000 円分(1,000 円×5 枚)を 4,000 円で販売   |
| (5)購入限度額    | ①非課税者 25,000 円分(販売額 20,000 円)<br>②子育て世帯 25,000 円分(販売額 20,000 円)×対象の子どもの数   |
| (6)購入可能期間   | 令和元年 9 月 24 日から令和元年 2 月 21 日まで   |
| (7)販売場所     | 市内の郵便局 6 カ所を予定   |
| (8)使用可能期間   | 令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 2 月 29 日まで   |
| (9)取扱店      | 商品券の使用場所として登録された市内の店舗等   |

### 3 商品券の使用対象とならないもの

- (1)出資や金融商品
- (2)土地、家屋等の不動産の購入
- (3)たばこ事業法(昭和 59 年法律第 68 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
- (4)商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの  
(有価証券、ビール券、図書カード、切手、官製はがき、印紙等)
- (5)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に該当する営業において提供される役務
- (6)国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い(税金、電気、ガス、水道料金等)
- (7)その他、本事業の趣旨にそぐわないもの

### 4 応募資格

取扱店の募集に応募できる者は、滑川市内に店舗を有する事業者とする。

ただし、次に掲げる者は取扱店の募集に応募することができない。

- ・滑川市暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 26 日滑川市条例第 1 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員、もしくは暴力団員と密接な関係を有すると認められる者。

- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する営業を行っている者。
- ・公序良俗に反する営業活動を行っている者。

## 5 取扱店の責務

- (1)取引において商品券の受取りを拒否しないこと。
- (2)市内の店舗でのみ商品券を取り扱い、市外の店舗では取り扱わないこと。
- (3)他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券使用上限額等を定める場合、あらかじめ使用者が認識できるよう「陳列棚」、「チラシ」にその旨明示すること。
- (4)有効期間を過ぎた商品券は受け取らないこと。
- (5)商品券を転売、譲渡、交換及び再利用しないこと。
- (6)商品券を店舗で換金しないこと。
- (7)商品券面金額未滿の取引の場合であってもお釣りは渡さないこと。
- (8)不足分は現金で受け取ること。
- (9)商品返品の際の返金を行わないこと。
- (10)多額の商品券(例えば一人で 25 万円)を一度に使用するといった「商品券の第三者への譲渡等が疑われるケース」を取扱店の従業員が覚知した場合は、実行委員会へ報告すること。
- (11)取引により商品券を受け取ったときは、事前に配布する見本券と使用された商品券が相違ないか確認すること。「色合いが明らかに違う」等、偽造等された商品券と判断できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察に通報すること。また、その旨実行委員会へ報告すること。なお、商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、変造、模造等に対して発行者(実行委員会)は責を負いません。
- (12)商品券の見本は、レジ担当者をはじめ商品券を取り扱う全ての関係者に周知すること。
- (13)取引により商品券を受け取ったときは、再流出を防止するため、券裏面の取扱店名欄に店名を記入すること。また、既に記入済みのものは、受け取らないこと。
- (14)実行委員会が配布するポスターを店舗のわかりやすい場所に掲示すること。
- (15)本募集要項に則して、商品券を取り扱うこと。
- (16)実行委員会の事業運営に協力すること。

## 6 換金手続き

取引においては商品券を受け取った取扱店は、次の要領で換金を申し出ることができます。

- (1)換金は【1,000 円×商品券の枚数】です。(振込手数料は実行委員会が負担します。)
- (2)換金は 1 か月に 1 回の登録口座への振込とします。取扱店は事前に申込書に振込先口座を記入してください。
- (3)商品券の換金を受けようとする取扱店は、裏面に取扱店名を記入した当該商品券及び指定の「滑川市プレミアム付商品券換金申込書」を実行委員会へ提出してください。
- (4)実行委員会は、下記のスケジュールに従って、商品券に記載された金額を取扱店の登録口座へ入金します。
- (5)換金請求は、令和元年 10 月 15 日から令和 2 年 3 月 6 日までの期間とします。この期間を過ぎた

ものは、いかなる理由があろうとも換金に応じません。

(6)換金請求日に応じて7回の振込設定日に取扱店の登録口座に支払います。

	換金請求期限	入金予定日
第1回	令和元年10月15日	令和元年11月8日
第2回	令和元年11月15日	令和元年12月10日
第3回	令和元年12月16日	令和2年1月10日
第4回	令和2年1月15日	令和2年2月7日
第5回	令和2年2月17日	令和2年3月11日
第6回	令和2年3月6日	令和2年3月23日

※ただし、上記の日程は予定のため、変更になる可能性があります。

## 7 申込方法等

### (1)申込方法

申込みを希望される事業者は、募集要項の内容に同意うえ、下記へお申込みください。複数の店舗がある場合は、各店舗単位で登録が必要となります。取扱店登録料は無料とします。

滑川市プレミアム付商品券発行事業実行委員会

936-0057 滑川市田中町132番地

滑川商工会議所【FAX 076-476-9100、Eメール namerika@ccis-toyama.or.jp】

936-8601 滑川市寺家町104番地

滑川市商工水産課【FAX076-475-6670、Eメール syosui@city.namerikawa.lg.jp】

### (2)募集期間等

第1次募集期限 令和元年7月31日(水)

※申込期限内に手続きを完了した事業所は、市ウェブサイトで案内・周知するとともに、商品券購入者へ配布するチラシに掲載します。期限以降もしばらくは受付しますが、取扱店舗情報はホームページだけの周知となります。

### (3)登録・承認・抹消

登録申込みのあった事業者は、実行委員会の審査を経て、取扱店と承認します。承認結果は事業者あてに通知します。ただし、承認後であっても下記に該当する場合、承認を取り消すことがあります。

- ① 申込内容に虚偽・不備・不正等があった場合
- ② 募集要項に違反する行為が認められた場合
- ③ 実行委員会が取り消すことが適当と判断した場合

## 8 その他

募集要項に記載のない事項もしくは定めのない事項に関しては、実行委員会がその対応を決定します。